

2024年9月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友・日経アジア300 i インデックスファンド 繰上償還（予定）に関するお知らせ

このたび、弊社では、掲題ファンド（以下「当ファンド」といいます。）の繰上償還（投資信託契約の解約）を行う予定ですので、お知らせいたします。

本件につきましては、法令および信託約款の規定に基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

1. 繰上償還予定日

2025年2月5日

2. 繰上償還の理由

信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い繰上償還するものです。

3. 書面決議

2024年9月19日時点の受益者の方に「議決権行使書面」等をお送りしますので、賛否および必要事項をご記入のうえ、2024年10月21日必着で、弊社までご送付ください。2024年10月22日に書面決議を行い、議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決となり、繰上償還を行います。議決権の3分の2以上にあたる賛成が得られなかった場合は、繰上償還は行われません。

4. 留意事項

2024年9月18日以降に購入のお申込みを頂き取得された受益権については、議決権はありません。

また、書面決議において繰上償還を行うことが可決された場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがあります。また、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがありますが、この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご注意ください。

当ファンド購入のお申込みの際は、上記の繰上償還予定をご理解のうえ、お申込みください。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-88-2976

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。